

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日：令和3年2月26日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](令和3年1月度)
 対象期間：令和3年 1 月 6日 ~ 令和3年 1 月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規一十二条の七の二-イ、規一十二条の七の五-イ]

種類	数量(単位)
産業廃棄物	
燃え殻	(/月)
汚泥	2.04 (t /月)
廃油	0.17 (t /月)
廃酸	(/月)
廃アルカリ	(/月)
廃プラスチック類	87.24 (t /月)
紙くず	30.43 (t /月)
木くず	45.96 (t /月)
繊維くず	15.81 (t /月)
動植物性残さ	(t /月)
動物系固形不要物	(/月)
ゴムくず	(t /月)
金属くず	(/月)
ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず	(/月)
鋳さい	(/月)
がれき類	(/月)
動物のふん尿	(/月)
動物の死体	(/月)
ばいじん	(/月)
処分するために処理したもの (13号廃棄物)	(/月)
特別管理 産業廃棄物	
燃えやすい廃油	(/月)
pH2.0以下の廃酸	(/月)
pH12.5以上の廃アルカリ	(/月)
感染性産業廃棄物	(/月)
その他()	(/月)
その他()	(/月)

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度 ^{※4}
測定位置	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}
測定結果が得られた日	令和 3年1月30日	令和 3年1月30日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
測定結果	761.7	133.22		別紙2の通り ^{※2}

ばいじんの除去の実施状況と措置[規一十二条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	令和 3年 1月 16日	令和 3年 1月 6日~30日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ]

	6月に1回以上	1年に1回以上								
採取位置	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}								
採取した年月日	令和 2年 6月11日	令和 2年 1月 24日								
測定結果が得られた日	令和 2年 7月 6日	令和 2年 2月 5日								
ダイオキシン類 ^{※3}		1.4								
ばい煙量又は ばい煙濃度 ^{※3}	<table border="1"> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>20 (ppm)^{※5}</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>0.002未満 (g/m³)^{※5}</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>61 (mg/m³)^{※5}</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>36 (ppm)^{※5}</td> </tr> </table>	硫黄酸化物	20 (ppm) ^{※5}	ばいじん	0.002未満 (g/m ³) ^{※5}	塩化水素	61 (mg/m ³) ^{※5}	窒素酸化物	36 (ppm) ^{※5}	
硫黄酸化物	20 (ppm) ^{※5}									
ばいじん	0.002未満 (g/m ³) ^{※5}									
塩化水素	61 (mg/m ³) ^{※5}									
窒素酸化物	36 (ppm) ^{※5}									

※2 連続記録紙を添付すること。 ※3 計量証明書を添付しても良い。 ※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。 ※5 単位を記入すること。

公益社団法人全国産業廃棄物連合会 中間処理部会作成(2011年5月)

